

薩摩川内市 地域防災計画

【地震災害対策編】

令和3年度

薩摩川内市防災会議

薩摩川内市 地域防災計画の目次

地震災害対策編目次

	PAGE
第1部 総則	
第1章 計画の目的等	1-1-1
第2章 計画の方針、構成	1-2-1
第3章 防災関係機関の業務の大綱	1-3-1
第4章 市の地域特性及び地震災害特性	1-4-1
第5章 災害の想定	
第1節 地震・津波の想定	1-5-1
第2節 被害の想定	1-5-3
第3節 地震等防災・減災対策の目標	1-5-5
第2部 地震災害予防計画	
第1章 地震災害に強い施設等の整備	
第1節 土砂災害・液状化等の防止対策の推進計画	2-1-1
第2節 防災構造化の推進計画	2-1-6
第3節 建築物災害の防止対策推進 (耐震診断・改修の促進等)計画	2-1-10
第4節 ライフラインの災害防止対策の推進計画	2-1-12
第5節 危険物災害等の防止対策の推進計画	2-1-16
第6節 地震防災緊急事業の五箇年計画の推進計画	2-1-18
第2章 迅速かつ円滑な地震災害応急対策への備え	
第1節 防災組織の整備計画	2-2-1
第2節 通信・広報体制の整備計画	2-2-5
第3節 地震等観測体制の整備計画	2-2-8
第4節 消防体制の整備計画	2-2-9
第5節 避難体制の整備計画	2-2-11
第6節 救助・救急体制の整備計画	2-2-16
第7節 交通確保体制の整備計画	2-2-18
第8節 輸送体制の整備計画	2-2-20
第9節 医療体制の整備計画	2-2-21
第10節 その他の地震災害応急対策事前措置体制の整備計画	2-2-22
第11節 複合災害対策体制の整備計画	2-2-27
第3章 市民の防災活動の整備	
第1節 防災知識の普及啓発計画	2-3-1
第2節 防災訓練の実施計画	2-3-4
第3節 自主防災組織の育成計画	2-3-7

	PAGE
第4節 市民及び事業者による地区内の防災活動促進計画	2-3-12
第5節 防災ボランティアの育成計画	2-3-13
第6節 企業防災の推進計画	2-3-16
第7節 要配慮者の安全確保計画	2-3-17

第3部 地震災害応急対策計画

第1章 活動体制の確立

第1節 応急活動体制計画	3-1-1
第2節 情報伝達体制計画	3-1-10
第3節 災害救助法の適用及び運用計画	3-1-12
第4節 広域応援体制計画	3-1-14
第5節 自衛隊の災害派遣計画	3-1-17
第6節 技術者・技能者及び作業者の確保計画	3-1-19
第7節 ボランティアとの連携等計画	3-1-21
第8節 災害警備体制計画	3-1-23

第2章 初動期の応急対策

第1節 地震情報等の収集・伝達計画	3-2-1
第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達計画	3-2-4
第3節 広報計画	3-2-8
第4節 消防活動計画	3-2-11
第5節 危険物の保安対策計画	3-2-13
第6節 水防・土砂災害等の防止対策計画	3-2-14
第7節 避難計画	3-2-17
第8節 救助・救急計画	3-2-21
第9節 交通確保・規制計画	3-2-23
第10節 緊急輸送計画	3-2-25
第11節 緊急医療計画	3-2-28
第12節 要配慮者への緊急支援計画	3-2-34

第3章 事態安定期の応急対策

第1節 食料の供給計画	3-3-1
第2節 応急給水計画	3-3-5
第3節 生活必需品の給与計画	3-3-8
第4節 感染症予防、食品衛生、生活衛生対策計画	3-3-10
第5節 し尿・ごみ・清掃計画	3-3-13
第6節 障害物の除去対策計画	3-3-16
第7節 行方不明者の捜索、遺体の処理等計画	3-3-18
第8節 住宅の供給確保計画	3-3-20
第9節 文教対策計画	3-3-24
第10節 義援金・義援物資等の取扱い計画	3-3-26

第11節 農林水産業災害の応急対策計画	3-3-28
第4章 社会基盤の応急対策	
第1節 電力施設の応急対策計画	3-4-1
第2節 ガス施設の応急対策計画	3-4-3
第3節 上水道施設の応急対策計画	3-4-5
第4節 下水道施設の応急対策計画	3-4-7
第5節 電気通信施設の応急対策計画	3-4-8
第6節 道路・河川等公共施設の応急対策計画	3-4-9
第7節 鉄道施設の応急対策計画	3-4-11
第4部 地震災害復旧・復興計画	
第1章 公共土木施設等の災害復旧計画	
第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進計画	4-1-1
第2節 激甚災害の指定計画	4-1-3
第2章 被災者の災害復旧・復興支援計画	
第1節 被災者の生活確保計画	4-2-1
第2節 被災者への融資措置計画	4-2-5
第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画	
第1章 総則	
第1節 推進計画の目的	5-1-1
第2節 南海トラフ地震防災対策推進地域	5-1-2
第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として 行う事務又は業務の大綱	5-1-3
第4節 南海トラフ地震の想定	5-1-4
第2章 南海トラフ地震発生時の活動体制の確立等	
第1節 活動体制の確立	5-2-1
第2節 情報伝達体制の確立	5-2-2
第3章 関係者との連携協力の確保	
第1節 資機材、人員等の配備手配計画	5-3-1
第2節 他機関に対する応援要請計画	5-3-2
第3節 帰宅困難者への対応計画	5-3-3
第4章 時間差発生に備えた対応	
第1節 基本の方針	5-4-1
第2節 平時における対策	5-4-5
第3節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応	5-4-7
第4節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	5-4-8
第5節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応	5-4-13

第5章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	
第1節 津波からの防護計画	5-5-1
第2節 津波に関する情報の伝達等計画	5-5-3
第3節 避難対策等計画	5-5-4
第4節 消防機関等の活動計画	5-5-5
第5節 水道、電気、ガス、通信、放送関係事業者の対策計画	5-5-6
第6節 交通対策計画	5-5-8
第7節 市自らが管理等を行う施設等に関する対策計画	5-5-9
第8節 迅速な救助計画	5-5-11
第6章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	5-6-1
第7章 防災訓練計画	5-7-1
第8章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	5-8-1